

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 72 号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成 18 年新潟市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項区域の欄中「小新南 1 丁目から 2 丁目まで」の次に「、小新流通東」を加える。

附 則

この条例は、小新流通東に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。